

相模原市公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、届出及び添付書類は平成23年11月29日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成23年11月29日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

平成23年7月29日

相模原市長 加山 俊夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ミアクチャーナ相模原中央店
中央区中央5丁目2-17
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
生活協同組合コープかながわ
横浜市港北区新横浜二丁目5番地11
代表理事 木下 長義
- 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
相模原市中央5丁目4948-1外	相模原市中央区中央5丁目2-17

- 4 変更の年月日
平成22年4月1日
- 5 届出年月日
平成23年7月20日
- 6 縦覧場所
中央区中央2丁目11番15号
相模原市役所環境経済局経済部商業観光課